

⑨ 摘要欄

【1】定額減税に関する事項

所得税の定額減税に関する事項を記入してください。

※「法定調書の作成と提出の手引」

9～10ページをご確認ください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、「氏名(同配)」に「減税有」を追記でも可

- ・定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように注意してください。
- ・年末調整をしない給与等の場合(退職など)は、定額減税に関する事項の記載は不要です。

【2】普通徴収とする場合

次の普通徴収切替理由に該当する符号(普A～普F)を記入してください(eLTAXで提出する際も同様です)。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下 下記「普B」～「普F」に該当する全ての従業員数を差し引いた人数
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	休職、退職または退職予定者(5月末日まで)

【3】前職分を含んで年末調整した場合

中途就職者の前職分の給与等を含めている場合は、**前職分支払者の名称、退職年月日、支払金額、源泉徴収額、社会保険料**を記入してください。

※2カ所以上ある場合は、それぞれの記入をお願いします。

【4】所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用がある場合で、「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記入されていない場合は、次のように記入してください。

要件	記入方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 【例】中央 秋子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 【例】中央 春子(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

【5】退職手当等有する配偶者・扶養親族がいる場合

源泉徴収された退職手当等の支払を受ける配偶者(生計を一にする配偶者で、前年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限る。)又は扶養親族がいる場合は以下を記入してください。

- ・氏名、続柄、生年月日、住所
(障害者又は特別障害者である場合はその旨)
- ・国外に居住する非居住者である場合にはその旨
- ・合計所得金額の見積額(退職所得を除いた額)
- ・納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨

※氏名と個人番号の前に「(退)」と記入し、個人番号は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入してください。

⑩ 給与支払報告書(個人別明細書)

* 整理番号		* *														
支払を受ける者	住所	東京都中央区築地1-1-1														
氏名	中央 次郎															
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額				
給与・賞与	13,000,000	10,900,000					2,110,000					1,292,200				
(源泉)控除対象配偶者	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数					障害者の数(本人を除く)				
有無等	有	1					1									
社会保険料等の金額	1,000,000	源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円					控除外額 0円					非控除対象配偶者減税有 普F				
住宅借入金等特別控除の区分	住宅借入金等特別控除の区分	住宅借入金等特別控除の区分					住宅借入金等特別控除の区分					住宅借入金等特別控除の区分				
控除対象扶養親族	氏名	中央 春子					中央 夏子									
中途就・退職	受給者生年月日	昭和 53 4 2														
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都中央区築地1-1-1										中央株式会社 (電話) 03-9999-9999				

⑩基礎控除の額欄

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

給与所得者の基礎控除申告書		記入方法	
合計所得金額の見積額	基礎控除の額		
2,400万円以下	48万円	記入不要	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000	
2,500万円超	なし	0	

⑩住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分「住・住(特家)・認・認(特家)・増・震・震(特家)」と併せて、特定取得(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」、「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。その他の「居住開始年月日」欄、「住宅借入金等特別控除可能額」欄等ももれなく記入してください。

複数の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合など、記入の仕方の詳細については「法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。